

まちづくり基本条例における市民の参画方法

(参画の方法)

第 16 条 市の執行機関は、前条第 1 項に規定する参画する機会を保障するため、事案に応じて次に掲げるいずれかの方法を用います。

<p>(1) 審議会等への委員としての参画</p> <p>＜特徴＞</p> <p>比較的少人数の固定されたメンバーで、特定の課題について詳細な検討を行うために設置されるもので、一般的には、審議会等において審議された結論は政策等の策定に当たって大きな影響を持つこととなります。</p>
<p>(2) 公聴会、懇談会等への参画</p> <p>＜特徴＞</p> <p>公聴会は、政策等の案を策定するに当たり、その参考としたり、意見を反映させるために、市民、利害関係者、学識経験者等から意見等を直接聴取する会合を言います。</p> <p>公聴会では公述人が所定の方法により口頭で意見を述べ、市長等はその意見等を直接聴くものであり、意見公募手続が書面等による意見表明であるのに対して、公聴会は口頭での意見表明といわれています。</p> <p>意見交換会とは、一定の人数の市民を一堂に会し、直接対面方式により、市長等が政策等の説明を行った後、参加者から意見等の提出を受け、あるいは市長等と参加者、参加者相互で意見等を述べ合うものです。意見交換会の態様として、意見交換会、市民説明会、タウンミーティング、懇談会、出前講座、パネルディスカッションなどがあります。</p>
<p>(3) ワークショップその他の一定の課題について集団で検討作業を行うことへの参画</p> <p>＜特徴＞</p> <p>ワークショップとはメンバーをあまり固定せず、比較的少人数で、自由な議論や共同作業を通じて合意形成を図っていくところに特色があります。</p> <p>政策等について、ファシリテーターの進行のもとに、市民と市、市民同士でブレインストーミングなど様々な共同作業を通じて、多様な市民の意見等を引き出しながら、一定の方向性を見出すための会合をいいます。</p> <p>市民が自由意見を出し合い、多様な共同作業を通じて合意形成を図ることから、参加した市民にとっては充実感が得られる点や市民のアイデア等が様々な意見を通して集積される点において非常に効果的な市民参画手法であるといわれています。</p>
<p>(4) パブリックコメント</p> <p>＜特徴＞</p> <p>意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見又は情報を考慮して決定する制度。</p>
<p>(5) アンケート調査等による意見の聴取</p> <p>＜特徴＞</p> <p>アンケート調査については、市が進めている取り組みに対する評価や、市民の市に対する考えを聴取し、今後の市政運営に活用することが主な目的となります。市民意識の把握と市民の意見を施策検討の基礎資料とするためのアンケートは、市民ニーズを広く把握し、将来の都市像や今後のまちづくりの参考とするためには有効な手段です。なお、アンケートの結果は、市民の意向に沿った計画を策定するために反映されます、これ以外にも新たな意見や提案を取り入れるためにアンケートを活用することもあります。</p>
<p>(6) その他の市長が別に定める市民参画手続</p> <p>※ワールドカフェ</p> <p>「知識や知恵は、機能的な会議室の中で生まれるのではなく、人々がオープンに会話をを行い、自由にネットワークを築くことのできる『カフェ』のような空間でこそ創発される」という考えに基づいた話し合いの手法です。</p>